

工事費内訳書の作成について

1. 原則として建設工事における入札案件はすべて、工事費内訳書を作成し、提出してください。

- (1) 一般競争入札（事後審査型）に参加する場合
- (2) 指名競争入札に参加する場合
- (3) その他入札公告及び指名通知等において、工事費内訳書の提出を求めている案件

上記の競争入札等に参加する場合、あらかじめ工事費内訳書を作成し、入札書の提出時に提出する必要があります。（電子入札システムにより入札を行う場合は、入札書と一緒に送付することとなりますのでご注意ください。）

このことは、入札公告及び指名通知等においても記載しています。

2. 工事費内訳書は次のとおり作成してください。

(1) 記載事項は次のとおりです。

- ア. 提出年月日（※ 開札日ではありません。作成日を記載してください。）
- イ. 入札者の所在地、商号又は名称、代表者の職氏名及び代表者印（※「代表者」には継続して委任を受けている支店長・営業所長等を含みます。また電子入札システムによるものは「代表者印」は必要ありません。）
- ウ. 工事名及び工事場所
- エ. 工事費の内訳（※ 所定のレベル(明細)まで必要です。（2）をご参照ください。）

(2) 工事費の内訳の明細はここまで必要です。

工事費の内訳は、最低でも一番上位の項目から第3段階のレベル（レベル3）まで必要です。その工事に係る設計書(金抜き)の各項目に対応した項目名、単位、数量及び金額を記載してください。

ア. 土木関係工事（土木工事積算基準によるもの）

- (ア) 工事区分《第1段階のレベル》
- (イ) 工 種《第2段階のレベル》
- (ウ) 種 別《第3段階のレベル》

イ. 建築関係工事（公共建築工事積算基準によるもの）

- (ア) 種 目《第1段階のレベル》
- (イ) 科 目《第2段階のレベル》
- (ウ) 中 科 目《第3段階のレベル》

ウ. その他の工事（その他の積算基準）

工事の種類に応じ、ア又はイに準じて作成してください。この場合であっても、記載する項目のレベルは最低でも第3段階とします。

ただし、特に必要がある場合は、工事担当課が別途指示します。

作成にあたり不明な点がある場合は、必ず事前に工事担当課に確認をしてください。
所定のレベルまで記載がない場合、その入札は無効となります。

(3) 様式は任意ですが、用紙サイズはA4（縦・横自由）とします。

3. 上記2の工事費内訳書のほか、積算の根拠となる工事費積算書の提出を求められます。

工事費積算書は、その工事の設計書(金抜き)のすべての明細に対応させて作成してください。作成した工事費積算書は低入札価格調査時、または談合情報が寄せられた場合に提出を求められます。この場合、指定した期限までに提出してください。

4. 工事費内訳書・工事費積算書の作成にあたっては次の点に注意してください。

- (1) 「出精値引 △ ×,×××円」、「端数処理 △ ×××円」等の経費の根拠が不明確となる記載をしないこと。
- (2) 工事費内訳書において、別記に掲げる無効事由に該当する場合は、入札を無効とします。
- (3) 談合情報が寄せられた場合は、提出された工事費内訳書、工事費積算書（以下「工事費内訳書等」という。）を公正取引委員会及び警察へ提出することがあります。
- (4) 提出された工事費内訳書等は返却しません。

《参 考》

工事費内訳書等について

種別	説明
工事費内訳書	当該工事の設計書(金抜き)の各項目に対応させて、一番上位の項目から最低でも第3段階のレベルまで作成する。 入札時に提出する。
工事費積算書	当該工事の設計書（金抜き）の全ての明細に対応させて作成する。 低入札価格調査時に求められた場合に提出する。 談合情報が寄せられた場合に提出を求めることがある。

※ 「提出する」とは、持参あるいは電子入札システムによる送付のことをいう。

別記

提出された工事費内訳書が次の無効事由に該当するときは、その入札を無効とする。

無効事由	備考
記名がないもの	共同企業体であるのに共同企業体の記名がなく、代表者単体の記名となっている場合を含む。
押印がないもの（電子入札システムにより送付する場合を除く）	入札にあたり、入札に関する一切の権限を委任する旨の委任状が提出されている場合は、代理人又は復代理人による押印でも良いものとする。
工事名が誤っているもの	工事名の一部に誤りがあるが、当該工事の工事費内訳書であることが特定できる場合を除く。
工事名の記載を省略しているもの	電子入札システムによる投函の場合であっても、当該工事の特定は可能であるからという理由で省略することはできない。 電子入札においても必ず工事費内訳書へ工事名を記載すること。
別工事の工事費内訳書であるもの	
他の入札参加者から入手した工事費内訳書を使用しているもの	
工事費内訳書を提出しないもの	
工事費内訳書が所定のレベルまで記載されていないもの	「所定のレベルまで記載されていない」とは、工事費内訳書においては第1段階から第2段階のレベルまでの記載はあるものの、第3段階のレベルの記載が全くないものをいう。
工事費内訳書の工事費合計金額が入札書記載金額と異なるもの	ただし、工事費内訳書の工事費合計金額の千円未満の端数を切り捨てた額を入札書記載金額としている場合は無効としない。 したがって金額の相違が千円未満であっても端数切捨てでない場合、切捨て以外の端数整理、税込みと税抜きの誤記等は無効となる。
「値引き」等の記載があるもの	「出精値引 △ ×,×××円」、「端数処理 △ ×××円」等の経費の根拠が不明確となる記載がある場合は無効とする。
工事費内訳書の内容が数値的判断基準の項目の一つでも満たしていないもの	低入札価格調査対象案件において適用する。
その他重大な不備等があるもの	